

朝日新聞 2007年11月2日

インタビュー

60歳の憲法と私 特集（上）

元世界銀行副総裁

シンクタンク・ソフィアバンク シニア・パートナー

西水美恵子

60歳の憲法と私 特集（上） 国全体で議論すべきだ

外国人に日本の憲法のことを聞かれたのは、ただ一度だけだ。憲法づくりにあたって世界の憲法を勉強したブータン国王（当時）が、日本国憲法の英訳も読み、幸福追求権を記す3章13条について「日本の指導者たちは真剣に考えていますか」と私に尋ねてきた。「残念ながらそうは思いません」と答えた。

ブータンは絶対王制から三十数年かけて政治改革をし、今は憲法制定の最終過程にある。

まず、起草委員会が草案を小学生からお年寄りまで全国民に配った。国王と皇太子が県ごとに国民の意見を聞く評論会を開き、中学生や高校生も自分の意見を言った。ブータンは貧しい国だが、日本国憲法の成立過程を考えれば、平和な時に政府と国民が信頼しあうなかで憲法をつくれるのはうらやましい。

ブータンの指導者たちは国の安全保障の源を「国民の総幸福量」に置いてきた。「滅びた国は何らかの形で国民が不幸だった。長い目で見て独立国として持続するために必要なのは国民の幸せだ」というのだ。私は世界銀行の仕事を通じてユーゴスラビアなど崩壊した国を見てきたので、彼らの考えに賛成する。

草案には幸福追求権が書かれている。それを読んだ税務署の役人たちが「税金を取り立てる仕事を通じて国民の幸福を追求するにはどうしたらよいか」を一日かけて議論したそうだ。政治家や官僚が、真剣に国民の幸福を考えながら仕事している証しだと思う。

憲法改正を考えるなら、まず国全体で議論すべきだ。日本に、国民の声を吸い上げる努力をするリーダーがいないのは悲しい。

著者紹介

西水 美恵子（ にしみず みえこ ）

1975年、米ジョンズ・ホプキンス大学大学院博士課程修了後、プリンストン大学助教授（経済学）。80年に世界銀行入行。97年、南アジア地域担当副総裁に就任。2003年に退職。現在は独立行政法人経済産業研究所コンサルティングフェロー。07年に、シンクタンク・ソフィアバンク シニア・パートナー就任。著書に『貧困に立ち向かう仕事』。

著者へのご意見やご感想は、下記アドレスにお送りください。

個人メールアドレス nishimizu@sophiabank.co.jp

本稿は、二〇〇七年十一月二日付の朝日新聞（大阪版）に掲載された西水美恵子氏のインタビュー記事です。